

文化ファッション大学院大学研究活動不正防止委員会規程

(設置趣旨)

第1条 この規程は、文化ファッション大学院大学研究活動不正防止及び対応に関する規程（以下「不正防止規程」という）第9条に基づいて設置する研究活動不正防止委員会（以下「委員会」という）の構成と運営に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、研究活動の不正行為（以下「不正行為」という）とは不正防止規程第2条に規定する行為をいう。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成し、研究科長を委員長とする。

- (1) 研究科長
 - (2) 各専攻長
 - (3) 各コース主任教授
 - (4) 事務長
 - (5) 総務部長
 - (6) 経理部長
 - (7) 施設部長
- 2 前項のほか、必要あるときは学長が指名する者を委員に加えることができる。
- 3 副委員長と書記は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員会は委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故のあるときは、副委員長が代行する。
- 5 委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 6 本条第1項各号及び第2項に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究活動不正防止対策の不正防止計画)

第4条 委員会は、不正防止規程に定める研究活動不正防止対策の基本方針及び研究活動不正防止対策の不正防止計画（以下「不正防止計画」という）について審議するとともに、不正防止計画の実施及び実施状況の把握を補佐するため、次の各号の業務を行う。

- (1) 不正行為を発生させる要因を把握し、文化ファッション大学院大学全体の状況を体系的に整理し評価する
- (2) 不正防止計画の取り組みに関するモニタリングを実施する
- (3) その他、不正防止計画の策定・実施のために必要な事項に取り組む

(不正防止のための啓発)

第5条 委員会は、不正防止規程に定める研究倫理教育及びコンプライアンス教育に関して協力しなければならない。

(事務)

第6条 委員会に関する事務については、教学事務室において処理するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日より改定施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日より改定施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月1日より改定施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日より改定施行する。